

災害時における災害救助犬の出動に関する協定

京都府（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人災害救助犬ネットワーク（以下「乙」という。）は、京都府内等において、地震、風水害、大規模事故等の災害が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、災害救助犬の出動を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動部隊の構成及び現場到着予定時刻等、必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（捜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害現場においては、甲の指定する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能となったときとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定に基づく出動に要する経費は、甲の負担とする。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく出動又は捜索活動に伴って構成員並びに災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は次のとおりとする。

（1）甲が負担するもの

甲は、乙の構成員で救助活動に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若

しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和38年京都府条例第14号）」の規定に準じてその損害を補償する。

（2）乙が負担するもの

ア 乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ 乙は、災害救助犬が出動時の往復途上又は救助活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

（訓練の参加）

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年5月10日

甲 京都府
知事 山田 啓二



乙 富山県富山市北代3915
特定非営利活動法人災害救助犬ネットワーク
理事長 西坂直樹

